

# ファウルボール

弁護士 長谷川 留美子

先日、何年かぶりに野球観戦に行きました。幸いドラゴンズが勝ち気分よく帰ってきましたが、試合中ファウルボールが観客席に落ちる度に「ファウルボールにご注意下さい。」というアナウンスが流れていました。

実際に、札幌ドームでは、打者の打ったファウルボールが観客の顔面に直撃し失明させた事故があったようで、その観客が起こした裁判について、最近札幌高等裁判所で判決が出され、上告等されることなく確定したようです。

その裁判は、日本ハムファイターズの小学生招待企画に応募した子供とともに観戦チケットを購入して観戦に行った母親がけがをしたため、その母親が、球団運営会社とドーム所有者の札幌市とドームの指定管理者の三者を相手に起こしたものです。

札幌地裁の第1審判決では、上記三者すべての責任が認められました。しかし、札幌高裁の控訴審判決は、球場に設けられていた安全設備等に工作物責任ないし営造物責任上の瑕疵があったとは認められないとして札幌市と指定管理者に対する損害賠償請求をいずれも棄却する一方、球団運営会社に対する債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償請求を一部認容しました。

その理由は、次のようなものです。

招待企画を実施した球団運営会社は、企画に応じてドームに来場する保護者らの中にはファウルボールに関する危険性をほとんど認

識していない者や小学生やその兄弟である幼児らを同伴している結果としてファウルボールが観客席に飛来する度にボールを注視して回避措置を講じることが事実上困難である者が含まれている可能性が相当程度存在することを予見していたか又は十分に予見できた。そのような者が含まれていることを暗黙の前提として招待企画を実施する以上、少なくとも上記保護者らとの関係では、野球観戦契約に信義則上付随する安全配慮義務として、危険性が相対的に低い座席のみを選択できるようにするか又は保護者らがドームに入場する際にボール衝突のような危険があることと相対的にその危険性が高い席と低い席があること等を具体的に告げて保護者らとその危険を引き受けるか否かや引き受ける範囲を選択する機会を実質的に保障するなど、招待した小学生とその保護者らの安全により一層配慮した安全対策を講じるべき義務を負っていた。球団運営会社はこのような安全配慮義務を十分に尽くしていたとは認められない。

この判決は、通常の観客との関係では、観客が危険性を認識した上で危険を引き受けているものとして観客が基本的にボールを注視して自ら回避措置を講じることが前提に相応の安全対策を行えば足りる、としていますので、通常の観客の私は、ファウルボールに当たったときには自己責任となりそうです。

(随想)

## 「謝罪」の仕方について

センター会長 杉浦 正康

最近はあまりにもショッキングなことが多く起こりますので何を取り上げようかと迷ってしまいます。しかしその中でも東京都知事の舛添氏問題が屈指のように思われますのでこの問題について述べてみることにします。

舛添氏がマスコミに登場してきたときは、東大の新進気鋭の国際政治学専攻助教授で歯切れのよい弁舌と斬新な切り口の評論で胸のすくような気持ちにさせてくれたため、たちまち時代の寵児となり、大いに期待の持てるタレントというような位置付けを得ました。一時は「総理にしたい人物」の一位になるなど各方面からの期待は非常に大きいものがあったように思います。

その後新党を立ち上げて党首となった後、猪瀬氏が金銭の不祥事が発覚したことから東京都知事の職を辞任した後の選挙でめでたく都知事に当選しました。東京都民は彼の日ごろの言動からクリーンな都政を期待できるだろうと思っていたのですが、実際にはどうもそういう自分に厳しい人物ではなく、「高額な海外出張」や「公用車による別荘通い」や「政治資金を用いての家族とのホテル滞在」など次から次へと公私混同の疑惑が続いた結果東京都民を怒らせあきれさせ、結果として辞任せざるを得ない状況に陥ってしまいました。

この辞任劇をめぐってはいろいろな意見が各方面から出されていますが、筆者が一番関心を持ったのは「謝罪の仕方」の問題でした。少し前のことですが、三菱自動車が車の『燃

費』について偽装していたという問題があり、三菱自動車の会長や社長が謝罪をする場面が報じられました。その時のいきさつをみても何となくあいまいで責任逃れの印象を受けました。最終的に日産自動車の傘下に入るというような屈辱的な結末となったわけですがまったく情けない対応でした。

その後芸能人の不倫問題が取り上げられマスコミが大変騒がしかったのですが、その中で「三遊亭円楽」の謝罪会見が非常に率直で潔かったということで騒動がすぐに消息してしまっただということがありました。

それに引き比べて舛添氏の場合はまず第一に開き直りがあり、次に言いくるめようとする意図がありありとするような弁解があったため必要以上に都民の反感を買い、立候補したときに推薦した自民党や公明党からも見限られて、遂に辞任に追い込まれてしまったわけですから、謝罪の仕方としてはまさに最悪のスタイルでした。

ひるがえって考えてみますと、最近はいろいろマスコミなどを中心に糾弾されて「謝罪」に追い込まれるケースが非常に目につきます。私たち自身も埒外にいるわけには行きませんので、誰しものがいつそのような「謝罪」をしなければならない場面に遭遇するかわからないわけですからこのようなことはすべて参考になるわけです。万一「謝罪」しなければならない場合には潔く素直に謝る態度を崩さないのが最善だと心得るべきでしょう。

# 康友会入会のご案内

康友会は当事務所の顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会戴きますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）が優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行におけるの補助。

特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオの無料貸し出しetc・・・

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室の使用無料。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

## 7月、8月の税務・労務

### 7月の税務・労務

#### 11日◇源泉所得税の納付

◇納期の特例を受けた源泉所得税  
（1月～6月）の納付

◇住民税特別徴収額の納付

◇社会保険の報酬月額算定基礎届  
◇労働保険概算・確定保険料の申  
告及び納付

◇労働保険料の納付（第1期）

#### 15日◇所得税予定納税額の減額承認申 請

8月1日◇平成28年5月決算法人の確定  
申告、11月決算法人の中間申  
告、8月・11月・2月決算法  
人の消費税中間申告（400万  
円超）

◇平成28年5月決算法人の事業  
所税申告及び納付

◇所得税予定納税額第1期分の納  
付

◇固定資産税及び都市計画税第2  
期分の納付

### 8月の税務・労務

#### 10日◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

31日◇平成28年6月決算法人の確定  
申告、12月決算法人の中間申  
告、9月・12月・3月決算法  
人の消費税中間申告（400万  
円超）

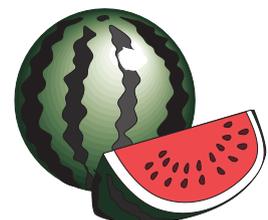
◇平成28年6月決算法人の事業  
所税申告及び納付

◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の中間申告及び納付

◇個人事業税第1期分の納付

◇個人住民税第1期分の納付

◇健康保険・厚生年金保険被保険  
者賞与等支払届（期限＝支払後  
5日以内）



## 第47回康友会総会

6月17日（金）に名古屋マリオットアソシアホテルにて、第47回康友会総会を開催いたしました。平日でしたが、多くの方々にお集まりいただき深く感謝申し上げます。

当日は、第一部総会議事、第二部講演会、第三部懇親会とし、会員様をはじめ、総勢23社（61名）の方々にお集まりいただきました。



〈会長 籠橋 美久 様〉



〈葵総合経営センター 杉浦 康晴〉

第一部の総会議事は、16F「アイリスⅡ」の間にて、康友会会長の籠橋美久様のご挨拶により議案審議が始まりました。

第一号議案から第四号議案まで審議され、すべて出席者の拍手をもって承認されました。

議案議事終了後には葵総合経営センター代表杉浦康晴より挨拶がありました。

第二部の講演会は、引き続き16F「アイリスⅡ」の間にて、「どうなる！？今後の日本経済2016～中小企業の生き残り策～」のテーマで、株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミストの永濱利廣様をお招きし、ご講演をしていただきました。

経済動向、消費増税、日本の取り組むべき課題、中小企業の生き残り策について、解説をしていただきました。



〈講演会の様子〉

第三部の懇親会は、16F「アゼリア」の間にて、行われました。

康友会会長の笹橋美久様のご挨拶から始まり、乾杯のご発声を理事の岡庭好和様から頂きました。

今年のアトラクションは、イタリア声楽コンソルソ金賞受賞のテノール歌手の鈴木雅人様とピアニストのはやせようこ様より、日本とイタリアの名曲をご披露いただき、来場者の皆様には優雅な時間を過ごしていただきました。

その後のビンゴ大会では、当選された皆様には豪華景品をお持ち帰りいただきました。



〈理事 岡庭 好和 様〉



〈テノール歌手 鈴木 雅人 様〉



〈理事 橋本 浩宗 様〉

そして康友会理事の橋本浩宗様から閉会の辞を頂き、最後に会場の皆様全員で手締めを行いました。懇親会は短い時間でしたが、大変好評のうちに終わることができました。

康友会事務局では、皆様により一層お楽しみいただける内容を盛り込んだ康友会総会を開催できるように努めていきます。そして、顧問先の皆様にお気軽にご参加いただけるセミナー、イベントを企画していきますので今後ともよろしく願いいたします。

尚、秋にも行事を予定しております。詳細が決まり次第、ご案内いたしますので、ご参加お待ちしております。

(文責 近藤陽介)



康友会のお問い合わせ：

葵総合経営センター 康友会事務局

電話：052-331-1740



# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成28年 7月 21日 (木)  
 平成28年 8月 17日 (水)  
 平成28年 9月 15日 (木)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成28年 7月 21日 (木)

## 葵総合経営センター今後の行事予定

7/21(木) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日  
 8/17(水) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日  
 9/15(木) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日

☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

7 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香  
 社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男  
 都築玲香 関井千里 都築将史 田中裕佳梨  
 松谷麻美

先日、扇風機を新しいものにお買い替えしました。  
 売り場では、ほとんどの機種に消費電力の表示  
 がされていることや、機種によっては安全性を考  
 慮した機能が付いていること等に感心しました。

これから暑くなります。エアコンと扇風機をう  
 まく使って暑さ対策を行い、スタミナ食とよく冷  
 えた美味しいビールで夏を過したいと思います。

加藤 紀男